

厚生労働省佐賀労働局発表
令和3年7月29日（木）

【照会先】
佐賀労働局職業安定部職業対策課
高齢者対策担当官 山田直美
（電話 0952-32-7217）

「ひとり親」の就労支援のための臨時相談窓口を 11自治体（計19ヶ所）に設置します！

～ 出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン ～

ひとり親（母子家庭の母や父子家庭の父）の就労支援を効果的に実施するため、児童扶養手当受給者が現況届を提出する8月の時期に合わせ、ハローワークが管内自治体の現況届提出窓口近くに臨時相談窓口の設置などを行う「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します。

概要は以下のとおりですが、「ひとり親」の就労支援を強化するため、臨時相談窓口を、これまでで最多の11自治体19ヶ所に設置します。

記

1 実施期間

令和3年8月2日（月）から8月27日（金）まで

2 主な内容

（1）臨時相談窓口の設置

上記の1の期間中に別紙「令和3年度 臨時相談窓口設置一覧」の日時・場所において、ハローワークの臨時相談窓口を開設し、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施する他、求人情報の提供や職業訓練説明会・就職支援セミナーの案内等を実施します。

（2）リーフレットの配布等

キャンペーンに係るリーフレットを、地方自治体等を通じて配布する等により、ハローワークの支援内容等についての周知や臨時相談窓口への積極的な誘導を図ります。

令和3年度 臨時相談窓口設置一覧

臨時相談窓口設置場所	開設日時	相談時間	実施安定所	
○佐賀市				
・佐賀市役所1階 佐賀市福祉・就労支援コーナー (えびすワークさがし)	8月2日(月)～8月20日(金) (土・日・祝日除く)	9:00～16:00	えびすワークさがし ☎0952-40-7266	
○小城市				
小城市役所1階 相談室(福祉課横)	8月3日(火) 8月10日(火) 8月17日(火)	11:00～16:00		
○多久市				
多久市役所1階 相談室(福祉課横)	8月4日(水) 8月11日(水) 8月18日(水)	11:00～16:00	ハローワーク佐賀 ☎0952-24-4362 (内線211、212)	
○神埼市				
神埼市役所1階 相談室(福祉課横)	8月5日(木) 8月12日(木) 8月19日(木)	11:00～16:00		
○唐津市				
・唐津市役所1階 子育て支援課内	8月 6日(金) 8月13日(金) 8月20日(金) 8月27日(金)	9:30～11:30	ハローワーク唐津 ☎0955-72-8609	
・呼子市民センター	8月 2日(月)	9:30～11:30		
・鎮西市民センター	8月 3日(火)	9:30～11:30		
・肥前市民センター	8月10日(火)	9:30～11:30		
・北波多市民センター	8月11日(水)	9:30～11:30		
・相知市民センター	8月16日(月)	9:30～11:30		
・厳木市民センター	8月17日(火)	9:30～11:30		
・浜玉市民センター	8月23日(月)	9:30～11:30		
・七山市民センター	8月24日(火)	9:30～11:30		
○武雄市				
武雄市役所1階 市民ホール	8月16日(月)	9:00～16:00	ハローワーク武雄 ☎0954-22-4155	
○有田町				
有田町福祉保健センター	8月13日(金)	9:30～15:00	ハローワーク伊万里 ☎0955-23-2131	
○伊万里市				
伊万里市役所 子育て支援課内	8月17日(火)	9:00～15:30		
○鳥栖市				
鳥栖市役所1階 第3会議室	8月10日(火)～8月13日(金)	9:30～16:00	ハローワーク鳥栖 ☎0942-82-3108	
○嬉野市				
嬉野市役所 嬉野庁舎1階 会議室	8月25日(水)	10:00～15:00	ハローワーク鹿島 ☎0954-62-4168	
○鹿島市				
鹿島市役所5階 第5会議室	8月12日(木)	10:00～16:00		

がんばるあなたをハローワークが応援します!!

出張ハローワーク！ ひとり親全力サポートキャンペーン

自立サポート事業(※)で、
より良い就職へ一歩踏み出しませんか！

(注) ※ 自立サポート事業とは、「生活保護受給者等就労自立促進事業」の佐賀労働局独自の愛称です。

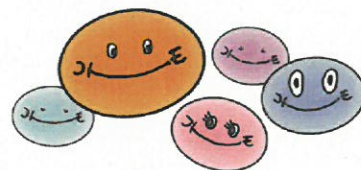
- お住まいの市役所等に、職業相談の臨時窓口を設置します！
- 普段は忙しくてハローワークに足を向けることができないお父さん、お母さん、児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひお越しください。
- お仕事についての悩みや困り事の相談をお受けします。

自立サポート事業

ハローワーク職員がマンツーマンの予約制でより良い就職（正社員就職など）に向けてのサポートを行います。



具体的には…



<メニュー>

ハローワークの窓口で次のような相談やサポートを行います。

- ★ 求職活動の方法、履歴書・職務経歴書の書き方、面接の受け方等のアドバイス
- ★ 就職や転職のための職業相談・職業紹介
- ★ トライアル雇用の活用（3ヶ月間試みで働いた後に正式就職を目指す制度）
- ★ 就職のための技能を身につける求職者支援訓練の活用

(一定要件を満たす方には、訓練期間中、月10万円の「職業訓練受講給付金」が支払われます。)



再就職や転職を目指す皆さまへ

求職者支援制度のご案内

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練

+

就職
サポート

■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合であっても、無料の職業訓練を受講できます（テキスト代などは自己負担）

■ 主な対象者の方は？

給付金を受けて訓練を受講する方

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など

給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）

離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など （親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

■ 制度活用の主な要件

(訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- **雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと**
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

(給付金の支給要件)

- **本人収入が月8万円以下 [シフト制で働く方などは月12万円以下(*)]**
- **世帯全体の収入が月25万円以下** (* 令和3年9月末までの特例)
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 全ての訓練実施日に出席する (やむを得ない理由がある場合も、8割以上出席する)
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

■ 主な訓練コース (求職者支援訓練)

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
I T	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月 (*)
* シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から (令和3年度末までの特例)
- 上記の訓練のほか、**訓練期間がより長い公共職業訓練 (最長2年) も受講できます**

[修了者の声]



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組みました

給付金をもらえたので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

コース検索



求職者支援制度の申し込みは、
ハローワークで受け付けています
まずは、最寄りのハローワークに
ご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]

